

第6回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 (議事要旨)

(開催要領)

日時 令和元年8月28日(水) 10:45～11:41

場所 中央合同庁舎第8号館1階 講堂

出席者

片山 さつき 内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革)

<有識者委員>

座長 竹中 平蔵 東洋大学教授

慶應義塾大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション ファウンダー

阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表

坂村 健 東洋大学情報連携学部INIAD学部長

中川 雅之 日本大学経済学部教授

八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

<民間等有識者>

成清 正和 株式会社日本政策投資銀行業務企画部担当部長

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ委員

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ委員

<内閣府>

田和 宏 内閣府審議官

<地方創生推進事務局>

海堀 安喜 地方創生推進事務局長

森山 茂樹 地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 地方創生推進事務局審議官

永山 寛理 地方創生推進事務局参事官

蓮井 智哉 地方創生推進事務局参事官

久保 賢太郎 内閣府政策参与

(議事次第)

1 開会

2 議事

- (1) 「スーパーシティ スマートシティフォーラム2019」について（報告）
- (2) 「スーパーシティ」構想の推進に係る支援策について
- (3) 「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募について
- (4) 「スーパーシティ・オープンラボ」について
- (5) スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保等について
- (6) その他

3 閉会

(説明資料)

- 資料1 「スーパーシティ スマートシティフォーラム2019」～スーパーシティに係る国内外の最新動向と今後の展望～
- 資料2 「スーパーシティ」構想の推進に係る支援策について
- 資料3 「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募について
- 資料4-1 「スーパーシティ・オープンラボ」について
- 資料4-2 「スーパーシティ・オープンラボ」補足資料
- 資料5 「スーパーシティ」の相互運用性の確保等に関する検討会について

(参考資料)

- 参考資料1 出席者名簿
- 参考資料2 「スーパーシティ」構想の実現に向けて 最終報告(2019年2月14日)
- 参考資料3 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」概要
- 参考資料4 「未来都市」規制改革と地方創生で

(要旨)

○村上審議官 それでは、定刻を過ぎましたので、第6回「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」を開会いたします。

本日は、御多忙のところ、ありがとうございます。

出席者でございますが、本日、委員の皆様には、全員御出席をいただいております。

政府側は、中根副大臣、舞立政務官、山崎次官が政務その他の御都合で欠席でございますが、片山大臣のほか、事務局関係者が参加させていただいております。

なお、今回は、加えまして、株式会社日本政策投資銀行の成清様、後ほど、関連の御説明をいただきます。

それから、国家戦略特別区域法の改正を見据えて、今回につきましては、特区ワーキンググループの委員の皆様で御都合のついた方にも御参画をいただいております。

詳細は、お手元の参考資料1を御確認いただくよう、お願い申し上げます。

では、早速でございますが、初めに片山大臣より、開会に当たって御発言、御説明をお願いできればと思います。

大臣、よろしく願いいたします。

○片山大臣 皆様、おはようございます。

今日は、御多忙のところ「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」にお集まりいただき、大変ありがとうございます。

御承知のように、皆様のおかげで、2月に取りまとめでいただきました最終報告書があり、それに基づいて、先の通常国会に法案を閣議決定の上、提出をいたしました。

また、去る6月29日にはG20の開催された大阪にて、「スーパーシティ スマートシティ フォーラム2019」を開催いたしました。会場周辺は交通が遮断されていたにもかかわらず、1,100名を超える方に参加いただき、中でも約200の企業、75の地方自治体にお集まりいただき、この「スーパーシティ」構想を国内外に広く発信する重要な機会になりました。この会合につきましては、G20の閣僚声明の中でも言及されて、本分野の国際会議としては、初めて公式に、G20に認知された会合となったことを御報告させていただきたいと思っております。

この会議などを経まして、重要だと思った点が3つございます。

第1に“Issue Oriented”。これは、最近になって我々政府の中でもハイテク、ICT関係では、みんなそう言うように、やっとなったのですけれども、作り変えること自体が目的なのではなくて、“Issue Oriented”であると。

つまり、スーパーシティが解決すべき社会的課題の明確化が大切なのであって、技術が先進的でも、課題が明確でなければ、プロジェクトの成功もないと。

これは、トロントあるいはシアトルなど腰折れをしている先進国もありますが、経済、社会、環境という、我々がSDGsのもと日本国として決めた3つの柱、つまり、経済性、ビジネス性もあり、しかも社会的公正、社会的な、みんなの幸せに役立ち、かつ、環境に良いという、そういう3つの側面に応じたバランスがとれた発展を目指すSDGsの取組ということと相通じるのが、今回の日本のスーパーシティではないかと思っております。「スーパーシティ スマートシティフォーラム2019」にもSDGsのマークを入れたわけでございます。

第2に、相互運用性、インターオペラビリティの確保という問題があって、つまりオープンになっているAPIを通じて、イノベーションを阻害することなく、相互に連携できる仕組みづくりを進めることが重要であります。海外においては、まだそこまでではないかもしれませんが、相互運用性の確保に向けて、単に標準化するということではなくて、アーキテクチャーの設計からAPIの仕様まで、既に色々な議論が進められていて、ヨーロッパなどでは、そういう議論もあるし、国内から出ていらっしゃる方もいらっしゃるのですが、そういうことが世界中の各地域で、先端で取り組んでいらっしゃる方の御意見を聞いて、非常によく分かったというのも、大きなプラスだと思います。

第3に、この技術は、実際に実証で使い込まれることによるのみ競争力を得ていくということでございます。

以前から、この懇談会でも共通認識になっておりますように、要素技術では、我が国の技術は、海外に全く遜色ないというか、場合によっては進んでいるのであって、経験と実績が海外の方が、色々な理由により進んでいる部分があちこち出てきていると、そこに我々は焦るべきなのであって、そこが重要であるということでございます。

こういった海外の識者からの御報告を伺いながら、改めて次の臨時国会に提出を予定しているスーパーシティ法案の成立を急いで、一刻も早く最先端技術の実際の生活への実装フィールドとなる「スーパーシティ」構想の実現を図らなければいけないという思いを強くいたしました。法案の提出ということもそうなのですが、6月に政府全体の動きを決めるさまざまな閣議決定の中にも、このスーパーシティのことは、しっかりと、お手元にありますように、盛り込んでありますので、政府の動きとしては、ここより後退することはないと、この政権ではということになっているわけでございます。

法案自体については、今の法案をもとに、新しい追加的な関連で出せるような規制緩和とかもあり得るものですから、先生方の御意見も伺いながら、これは、与党のほうとの御相談が要りますので、進めてまいりたいと思っております。

並行して、本日は、地域において基本的な構想の設計や合意形成に向けた議論を加速させるために、以下の3つの取組を事務方から説明させたいと思います。

第1は、財政的な支援措置についてでございます。

スーパーシティの実現に当たって、ファイナンスの骨格を支えるのは、本日、お越しをいただいている政策投資銀行などによるストラクチャードファイナンス、それから、通常の事業ファイナンスであります。データ連携基盤の整備とか、先進的なサービスの基本設計や開発については、これは、公益性がありますから、政府予算による支援も組み合わせ、自治体における検討を大きく加速させたいと考えております。

第2は、自治体によるアイデアの公募の実施でございます。

これは、「スーパーシティ」構想を進めること自体は、もう色々なところで決まっておりますので、法律自体と直接結びつくことではなく、また、将来、法律ができたときの選定プロセスに結びつくものではなく、大阪のフォーラムに御参画いただいた75の自治体をはじめとして、現時点で、どういう自治体が、どういう検討を行っているのか、今、どういうスーパーシティに自らの街をしたいのかというのを出していただくことができれば、今後の制度の詳細設計にとって非常に重要でございますし、自治体相互間にも刺激があると思います。

何よりも、政治家の間でも、この話、良い話だと思うのだけれども、よく分からないという人が、与野党ともに多いので、自らに近い街が、何らかのことを考えていて、こういうふうになるのだと分かれば、俄然、世の中の雰囲気が変わってくるので、そういう効果も期待できると思います。

第3に、関係する事業者をオープンに広く集めた「スーパーシティ・オープンラボ」のキックオフをさせていただきたいと思えます。

この6月のフォーラムでは、28の企業ブースが出まして、これが出展者にも、参加者にも大変好評でございました。日本の名立たる企業が並んでいましたが、お互いにデータエコノミーについて、こういうことを他社がやっていると知らなかった。だったら重なっていることは、もうお互いに提携したりしたほうが早いなど、色々と聞き、経団連や商工会議所からも、これは非常に有用だったというお話が出ておりますので、こういう機会がリアルに開催できるフォーラムの機会に限定せずに、ネット上にSNSを活用した仕組みを作って、色々な事業者に、ブース展示する際と同じような情報を常時発信していただければと考えております。

自治体の皆さんからは、どのようにすれば、技術や技術を持っている事業者と出会うことができるのか分からないという声が、非常に多数届いております。

これは、地域の皆さんに「スーパーシティ・オープンラボ」の情報発信を見ていただいて、自分の街では、こういうことができる企業があるのなら、ここまでやりたいと決めていただくためにも、非常に意味があると思っております。

最後に、この「スーパーシティ・オープンラボ」のキックオフイベントにつきましては、本日5時半より、この講堂にて行う予定となっております。既に90社、180名以上の方の御参加が見込まれております。もう少し増えるかもしれません。

このように「スーパーシティ」構想に対する期待は、最後に、この会合を開いてからも着実に積み上がっておりますので、これを支えるための法案の成立、予算の要求、事業環境の整備などに、引き続き、内閣府を挙げて、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

今日も、これらのことにつきまして、忌憚のない御意見を賜って、頑張ったいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願います。

長くなりましたが、以上でございます。

○村上審議官 片山大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの方は、ここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○村上審議官 それでは、通例どおり、ここからの議事進行を、原座長代理にお願いしてもよろしいでしょうか。

○原座長代理 ありがとうございます。

では、時間が押していますので、資料2から資料5まで、順次、説明をお願いいたします。

○村上審議官 それでは、私のほうから、ポイントは、大臣の今の御発言、挨拶にも入っていただきますので、簡潔にやらさせていただきます。

資料1が大阪のフォーラムでの報告書でございます。

例えば、7ページに総理メッセージが載っておりますが、その左側に来場者データ、どんな自治体に来ていたかも記載してございます。相当な勢いでございました。

以下、これを全部ネットに掲示することを予定してございますが、それぞれの各セッションの概要を200から300字程度でまとめてございまして、これに伴う動画も、動画は全員の方に御了解いただきましたので、ネットで御覧いただけるようにするつもりでございます。

その他、どんな方が企業展示ブースを出されたか、それに対するアンケートの評価、これも軒並み、普通によい、大変よい、両方合わせれば、どれをとっても7割から8割、高評価をいただいておりますけれども、そういった結果も含めて、どんどん発信し、議論の材料にしていただければと思っております。

資料2でございますけれども、これは、政府の側での予算措置ということで、データ連携基盤の整備ということで、スーパーシティが選定されましたら、選定された都市に対して、特にデータ連携基盤のところについては、内閣府の委託事業として調査、設計を開始していくと、その中で連携の要素についてもしっかりと議論をしていくということ。

それから、若干、一般のスマートシティと混ざってしまっておりますけれども、個々のサービスのほうにつきましては、地方推進交付金の枠組みの中から、良いものについては支援をしていきますと。

ただ、本格化の段階では、本日、この後、御説明いただく日本政策投資銀行の支援スキームであるとか、交渉のスキームであるとか、通常の事業ファイナンス等を使ってまいりますということでございます。

日本政策投資銀行の資料については、後ほど、成清様に御説明をお願いできればと考えてございます。

資料3が、大臣からの挨拶にございました、自治体からのアイデア公募ということで、正式な選定には、まだ、法案が通ってございませんので、直接つながるものではございませんけれども、現段階で、自治体が考えている課題から想定される規制改革事項を事前に吸い上げる点も含めて、この秋、やらせていただければということで考えてございます。

続きまして、資料4-1でございますけれども、「スーパーシティ・オープンラボ」ということで、大阪でのフォーラムの企業ブースが双方にとって好評だったこと。それから、大臣の発言にもございました通り、自治体からどこに行けば、その技術を持つ事業者と出会えるのか分からないという声が多数あったことから、これらをネット上で、常時開設された活動といたしまして、最低限、スーパーシティに関係のない発信や公序良俗に問題のあるような発信をしているケースについては、加除訂正の事務局からの求めに応じますということ、唯一の条件にした形で入っていただくと。

なお、それを積極的に自治体の方には、更新があったら、都度、自治体の方にもお知らせをして、積極的に見ていただいたり、コメントをしていただいたりといったやり取りが出来る場にしたいということで、詳細は、また御相談をしながら、と考えてございます。

現在、98社、180名の方が参加をされる見通しということで、資料4-2として、その後のFacebookのイメージをつけてございます。

資料5につきましては、前回の法案審議のプロセスでも、都市間の相互運用性の確保等につきまして指摘があったものですから、スマートシティの動きをやっております、内閣府の科学技術会議、イノベーション担当の方とも連携をいたしまして、最低限守ってほしいAPIの公開ポリシーでありますとか、データに関するルールのところについて、専門家にしっかりと議論していただいて、最低限やらなければいけないことは何なのかということをお話させていただく場をCSTIと一緒にやることを考えてございます。

本旨は、法案でございます。秋以降与党の先生方とも、秋以降の国会のプロセスにつきまして、進め方もあわせ御相談をし、動いていきたいと思っております。

以上、事務局からスーパーシティに関する現状の御報告でございました。

○原座長代理 あとは、よろしいですか。

○村上審議官 そうしましたら、よろしければ、日本政策投資銀行の成清様から、資料の御説明をよろしく願いいたします。

○成清部長 政策投資銀行の成清と申します。

先ほどの資料2の最後につけておりますけれども、「スーパーシティ」構想へのDBJの取組ということで、DBJとは、政策投資銀行の略称でございますが、考えられる取組を御紹介させていただきます。

左側に「1. 将来の社会的課題とDBJの役割」と書いてありますけれども、こちらの絵に関しましては、現在の中期経営計画で私どもがうたっている内容でございます。真ん中に3つほど、四角の紺色の箱がありますけれども、産業の創造・転換と成長、イノベーションの促進とか、あと、真ん中の地域の自立・活性化、それから、インフラの再構築・強化、こういった持続可能な経済社会の実現に向けて、私どもとしては、その下にありますが、投資、融資、アドバイザーといったソリューションの提供をしていくという役割だと思っております。

具体的な事例を、右側に2つ挙げておりますけれども、右上に水素ステーションネットワーク。これは、昨年自動車メーカーとか、インフラ事業者などの11社が集まって、水素ステーションの整備を促進していこうという会社を立ち上げましたけれども、私どもは、初期の段階から関わりまして、全体の取りまとめ役ということで、プロジェクトの立ち上げをサポートさせていただいたということでございます。

その下のパスマですけれども、これも100近くの公営事業者、民営事業者を含めまして、私どもがアレンジメント、ファイナンスの提供をさせていただいたという事例でございます。

こういった経験を踏まえまして、下のほうに2.として「スーパーシティ」構想への取組ということですが、これら、多数の官民連携プロジェクト、こういった関与の経験を生かしまして、「スーパーシティ」構想におきまして、さまざまな先端的な事業活動の

実装、ここにおきまして、私どもとしては、官民連携コーディネーター役とか、あるいは民間金融機関との連携も含めたファイナンスの支援、こういった役割を担っていきたく思っている次第でございます。

DBJからの説明は、以上でございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

では、御意見、御質問をお願いいたします。

今日は、スーパーシティの懇談会では、入っていらっしゃらなかった先生方もおいでですけれども、もし、国家戦略特区ワーキンググループ委員の皆様も何か御意見がございましたら、どうぞ。

○八代委員 地域通貨みたいなことは、関連しないのですか。

○成清部長 そういうファイナンスという面では、現状は、まだ、具体例としてはないですけれども、そういうお話とかを通じて、最終的にファイナンスと言いますか、そういう面で何かしら御支援できることであれば、具体的な事例を聞いて判断させていただくと、そういうような状況でございます。

○原座長代理 では、竹中座長お願いします。

○竹中座長 色々御説明をありがとうございます。

まず、スーパーシティとスマートシティの区別をきちんとしていただきたいと。これは、先ほど、村上審議官からもお話がありましたけれども、そこを是非お願いしておきたいと思えます。

そして、スーパーシティがいかに重要で、大きなインパクトを持つかということは、先ほど片山大臣からお話された通りで、本当にこれが、日本の重要な起爆剤になるということを変更して確認の意味で申し上げておきたいと思えます。

そのためにということになるのですけれども、やはり今の時点で、事務局にできるだけスケジュールを明確にしておいていただきたいと思えます。まず、これは法律を通さないといけないわけでありますので、これは政治要因が絡みますから、確定的なことは難しいにしても、基本的に、どのくらいの時点で法律が通って、そしてリクエスト・フォー・インフォメーションについて始められるということであると思えますので、そこから先、リクエスト・フォー・インフォメーション、コンセプト、そして、プロジェクトについて、もう一つ、その前に議論しなければいけないのは、法律を出すに当たって、追加項目についてどのように考えるのかということを確認しなければいけませんから、その中身と、それをいつごろにやっていくのかということなのだと思います。

資料5にあります、相互運用性の確保についての検討会ということで、テクニカルな問題について議論をいただけるということですので、これがどのくらいのペースで進められて、どのくらいの時点で我々にフィードバックをいただけるのかということも、是非明確にしておいていただきたいと思えます。

そして、実は、最初から議論をしている中で、まだ、イメージがはっきりしないのは、

こういう全体のスーパーシティの建設のためには、アーキテクトが要ると、基本的な設計者がいないと、バラバラになってしまうと。アーキテクトとしてどういう方々が考えられるのか、自治体等々によって、シティによって、それぞれ特徴があるだろうから、違うとは思いますが、そういうイメージをしっかりと作っていかなければいけない。そこが、今まで我々自身もまだ十分考え尽くせていないところなのかなと思います。

いずれにしても、今、夏の間も二度ほど海外に行ってきましたけれども、まあまあ日本も頑張っているのだけれども、世界はもっと変わっているなということを実感しますので、そのスケジュール感を明確にしておいていただきたい。

今の時点で、もし、分かっていることがありましたら、教えていただきたいと思います。

○原座長代理 坂村委員、どうぞ。

○坂村委員 色々と着実に、今、「スーパーシティ」構想が、大阪のシンポジウム以降進んでいるということが確認できました。

これは是非実現に向かって進んでいただきたいのですが、幾つか気がついた点を言わせていただくと、まず、「スーパーシティ」構想でもって、これから後は具体的な話に、どこがそういう実証実験をするのかということになっていくと思うのですが、できれば1つではなくて、一定条件を満たせば、手を挙げたところは全部やってもらうというような形にできればと思います。その条件を満たした場合はですね。

特に、例えば、色々地方創生交付金などの枠組みを利用して援助するというところになっておりますけれども、たとえ援助が得られなくても進めるところを無視してはいけません。要するにお金がかかったからやらないということではなくて、やる意思があって、たとえそういうふうな政府援助が得られなくても、自分でやるのだというところを応援すべきであって、それを特区などと絡ませて、そういうような規制緩和をするということとも、岩盤規制を突破するというところにも絡んでいると思いますので、そういうところはお金の問題ではなくやると。

元々特区というのは、特区になったらお金をあげるとやっていたわけではないわけですから、やはりそういう条件を満たして規制緩和とあわせて、未来都市を作っていくという意欲のあるところには、やるべきだと、許可すべきだということを私は思います。

2番目に、「スーパーシティ・オープンラボ」みたいなものは、私は非常に良いと思いまして、やはり、オープンに考えてAPIを使うことにより、どこか囲い込みをしないで、色々なところがということを言っているわけですから、そういう意味でいくとコミュニティが非常に重要になります。

私もオープンアーキテクチャーをずっと長年やってきた者からすると、コミュニティがないと、なかなか情報交換もできないし、では、どうやって繋げていこうかということになり、将来は、やはり、スーパーシティにどこかがなったときに、複数のスーパーシティがさらにネットでつながるみたいなイメージというのは極めて未来的ですので、どこか1カ所ではなく、将来日本の都市がネット時代にマッチして全てが連携していくような形で

地方連携をするという、そういうイメージが非常に重要だと思うのです。

そのためにも、オープンコミュニティを作り、そこに情報も出すし、そこで色々実現する人たちのサポートをするということを国が援助すると、これは非常に良い考え方だと思いますので、是非早急にこういうものを進めていただき、うまくいったのか、うまくいかないのかという事例も、日本の地方都市が共有できるという場を作ることが重要だと思いますので、進めていただきたいと思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

では、秋山委員、お願いします。

○秋山委員 ありがとうございます。

きょう御説明いただいた内容というのは、いずれもやれば良いなという内容だと思います。逆にこういうことをどんどんやっていかなければならないということがかなり具体的にになってきましたので、それを思うと、前国会で、この法案が廃案になったというのは本当に残念だなと思われまます。

まず、ここに書かれていることというのは、その法律が成立するということが大前提になってくると思いますし、そのことがスーパーシティの成功要因の1つだと思いますので、先ほど竹中座長がおっしゃられた点に私も賛同しますけれども、具体的に、あと、どういうパーツを組み込んで、成功できる法律的な枠組みを作るのかというところに、まず、優先順位をつけていただきたいと思いますというのが1点。

あと1点、これはやれば良いという大前提で、少しだけ懸念を申し上げたいと思いますけれども、元々スーパーシティというものは、従来の規制緩和のプロセスの中で、なかなか進めづらいものを国家戦略特区というスキームを作ろうと、それから、国家戦略特区のスキームでも、なかなか時間がかかって進まないものを、さらに強力で推し進めるためのものがスーパーシティということでしたので、これは大変ハードルの高い 이슈にチャレンジする人たちの応援する枠組みであるということ、やはり大事にすべきだと思うのです。

そういう意味で、今回御説明いただいた中の、例えば資料2で、こういう時期ですから予算についての議論というのは、理解は出来るのですけれども、これは少し誤解を、本来のスーパーシティのあり方、あるいは目指すものに関して誤解を生むのではないかという懸念がありますのは、色々な交付金をつけて支援しますと、そのこと自身は良いと思うのです。

ただ、例えば、スーパーシティ対象外エリアも含めて、どんどんやりますよと、予算も、支援もしますよということは、ハードルの高い 이슈にチャレンジしようというよりは、予算がつくから、だったらやろうかというような人たちも含めて、どうぞ使ってくださいということは、本来の趣旨からいくと、もう少し精度の高い、ポテンシャルの高い人たちに絞って支援をすると、絞るといふか、明確にハードルの高い 이슈にチャレンジしようとしている人たちに、やはり力を入れて応援していく、あるいはそういう人たちがちゃ

んとコアになって動けるような形で応援していくということが重要だと思いますので、このあたり誤解のないような進め方を、是非していただきたいと思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

先ほど、坂村委員がおっしゃられたところで、1点確認をさせていただきますと、場所を1カ所に絞るべきではないというところは、全くそうだと思うのですが、一方で、やりたいところがたくさん出てくるのかどうかという点に関しては、これは、今、秋山委員がおっしゃられたことにも関わるかと思えます。

それで、大きな規制改革を伴わないようなスマートシティ、これは今でもたくさんところで既にされつつあって、これはもっと進められていけば良いと思います。また、構造改革特区でやれるレベルの規制改革であれば、これは構造改革特区を使って多くのところでもっと進めていけば良いということだと思います。

一方で、スーパーシティを元々構想したときの前提は、従来の国家戦略特区ではできないような極めてハードルの高い規制改革、岩盤規制改革を包括的に進めていくという枠組みだということだったと思いますので、その前提で言うと、やはりごく限られたところしかできないのかなという気はいたします。

ですので、先ほど、最初に竹中座長がおっしゃられたことにも関わりますが、スーパーシティとスマートシティとの切り分けをどうしていくのかという整理は、もう一回明確にしておく必要があるのかなと思いました。

もう一つ、先ほどのスーパーシティとスマートシティの切り分けということに関して言えば、今、お進めいただいている予算の事業についても、それから「スーパーシティ・オープンラボ」の取組についても、重要な取組だと思いますが、やはり国家戦略特区の枠組みは、岩盤規制改革が基本の枠組みであって、私たちのリソース、これは事務局も含めて、そのリソースはそこに基本的には集中していくべきだと思いますので、スマートシティ全般に係るところはできるだけ別のところと連携をして進めていくということが必要になるかと思えます。

これは、元々去年から、この話を進めていただく前提でも、スマートシティ全般に係る話は、CSTIなどと連携をして進めていくということだったと思いますので、恐らく今、やろうとされていることの多くは、そちらと連携して、検討会は連携ということになっておりますけれども、できるだけ、特区の事務局は、規制改革の枠組みを作ることに集中していくということにしていったらよろしいのかなと思って伺っているのですけれども、坂村先生、いかがでしょうか。

○坂村委員 そういうことは理解しているのですが、たとえば目標が高かったとしても、複数出てきたときには、複数を認めるべきであって、大変だから1個にするという考えはよくないのではないかと申ししているだけですので、結果として少なくなってしまうかもしれないけれども、それでも1個にしないで複数やった方が良いのではないかという意見です。

それと、今も何度も出ていますし、座長もおっしゃっているけれども、やはりスーパーシティと、スマートシティの区別は、どう違うというのはもっと明解に出さないと、やはり誤解してしまう人も出てくるのではないかということで、そこを整理するという事は非常に重要だと思います。

特に、データを使って都市を改革するという事に対しては、やはり理解していない方もいると思うので、データを使ってイノベーションを起こすみたいなことに関しては、丁寧に説明した方が良いと思いました。

○原座長代理 ありがとうございます。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 今までの議論は理解したのですがけれども、日本政策投資銀行の資料の「スーパーシティ」構想へのDBJの取組というのがございますね。私のところには3ページと書いてありますけれども、これについて少し伺いたいと思います。事例が1と2とありますけれども、例えば、パスモですけれども、これをやるために必要な規制改革というのはどんなものなのでしょうか。それから、上の水素ステーションのネットワークも、特に規制改革は必要ないのではないかという気がするのです。これらは、スマートシティのための改革と呼べるものであっても、必ずしも規制改革がなくても進められるように見えます。

コンセプトの観点からスーパーシティというのはイノベーションの障害になっている規制を改革するものであり、しかも、単一の規制改革ではなく、ネットワークとしての規制改革です。そこはスマートシティと随分性格が違うなと思いました。

○竹中座長 基本的には、スーパーシティの方の法案が通って、それに認定されたプロジェクトに対しては、通常の政策金融の観点から、政策金融というのは、マーケットだけではカバーできない分野について、低利、長期の融資をするということですから、そういう意味で捉えて良いわけですね。

だから、あくまで前提はこの法律が通ってスーパーシティが認定された後の話だと思います。

○八田委員 そのときには、スマートシティで使われているものも活用できますということですね。

○原座長代理 中川委員、どうぞ。

○中川委員 スマートシティと、スーパーシティというお話が出ていますけれども、やはり、都市をテクノロジーでマネジメントするというのは、民間も地方公共団体も非常に関心が高こうございますので、それは事実上、進んでいくというのは、それはそれで進めていただければと思うのですがけれども、恐らくスーパーシティというのは、その中でバラバラにあるのではなくて、標準APIですとか、相互運用性とか、そういったものを確保したものが、恐らくその先で最適解なのだと頭を置いていろんな支援策とか、規制改革等に絡めてというような、恐らくスマートシティの先に行くようなものを、内閣として押し進めるという、そういうことだと思っております。

そういう意味で、事実上、都市のデータによる、テクノロジーによるマネジメントというものが進んでしまったときに、やはりスーパーシティみたいな、標準化されたような、あるいは相互運用性が確保されたようなものが良いということに気づいたとしても、なかなか一遍作られたものを再度作り直すというのは非常にコスト的に無駄でございますので、そういう意味で、こういうスーパーシティに関する工程につきまして、予測可能性を確保していくというようなことで、竹中座長がおっしゃったスケジュールを明確にしていくということは非常に重要だと思います。

ただ、それだけではなくて、やはり標準化ですとか、標準APIですとか、あるいは相互運用性とか、そういったものが核となるといったものについて、さまざまな啓蒙活動を行うということで、こういうことを今やられていると思いますので、私はやっていただいていることにつきましては非常に大賛成だということでございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

では、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 スーパーシティは、次元の違う改革を実施するということが非常に重要だということで、ICT化の徹底とか、データ共有というものが大きく取り上げられていると思います。個人データの取り扱いに関する規制改革と、地域の人々のマインドセットをどうやって行っていくかが非常に重要だと思っています。

データそのものもそうですが、デバイス、ネットワークレイヤーの使い方とか、プロトコルのあり方など全てにおいて、改革の目玉が出てくるのではないかと思います。

1つ、フィールド選定に当たって重要な点は、実証の場はあります、行政の意欲もあります、実現可能性もありそうだが、アーキテクトとしての人材が本当にいるのかについての、客観的な評価が特に重要だと思います。当然、現地、現物、現場主義での人材確保が重要だと思いますが、必要であればサポーターの人材をどうやって国が送り込んでいくのかも議論が必要だと思います。当然ながら、地域との調和が重要でありますので簡単ではないとは思いますが、その点の配慮や取組というものも必要なのではないかと感じます。

○原座長代理 ありがとうございます。

大臣、最後に何かありますか。

○片山大臣 アーキテクトについては、おもしろい話があって、これまでずっと日本のIT化を進めてくるにあたって、仕様を官僚が一生懸命書いたと、自力で書ける人ばかりではないから、とにかく書いたことにして書いたと。それを設計するのがベンダーというので、そこが上手くいっているところは上手くいくけれども、上手くいかないところは上手くいかなくて、数多くのことが起きているわけです。今回はアーキテクトという、これは法律事項ではないのですけれども、政省令、告示以下には、そういう規定をある程度置いて、その人がかなり市の運営の、生活利便の運営のところに影響を持ってしまいますから、当然ガバナンスですとか、公務員何とか法というようなものが必要かどうかまでは分からないけれども、その辺も含めていると思いますね。

また、その人材もいなくはないのだけれども、増やしていかなければいけないという部分もあるだろうし、実際未来社会はそうなってきますね。よく未来映画を見ていると、実際に市長なのか、CIOなのか分からないような人がビルのおつぺんか何かについて、それが良いやつか、悪いやつか色々あって、でも、結局、未来社会は、ああなるのでしょうか。その危険性は分かっているからいけないのですね。

分かりやすいのが、1,741の基礎自治体がありますが、一番のお仕事は、ごみ処理ですね。ごみ処理の仕方を間違えると、市長は取りかえられてしまうのです、この国では。どこに作るとか、作らないとか、共用するとか、それが、最適化になってしまえば、そこに政治的な対立の判断がなくて、誰から見ても最適がこっちだったら、みんなそっちに手を挙げるから、そこは争いにならないから、争いがどんどんなくなって、最適と思われるものをちゃんと管理している人が、偏ったり、変なことをしていたり、突然死んだりしないのだろうか。そこの安定性が市の運営になるから、それは今からその未来は見ておかなければだめですね。だから少なくともそこが外れないようなものを作っておこうという意識を持っています。

それから、情報を出していただく話は、IRは法律にリクエスト・フォー・コンセプトはあるのです。リクエスト・フォー・インフォメーションはないのでしょうか。

○村上審議官 どちらの性格ともつかないようなものを自治体自身が、コンセプトかインフォメーションか分かりませんが、集めるということにはなっております。

○片山大臣 つまり、カジノ業者が食いついてこないといけないという商売なので、その人たちに絵を作らせるのです。すばらしい絵がいっぱいありますね。大阪でも、いろんなところで、その図が。ただ、その図ができてくることによって、地元も、国社会全体もイメージができてきたのは事実なので、生活システムだから図はないかも分からないけれども、それが分かると、賛否両論色々あって、良いという意味でやるのですが、法律で決めていなくてもIRがやっているのであれば、自治体がそういうものを出したのですけれども、いかがですかということで、今回の75自治体は乗ってくれば、そういう形で十分説明できますし、法定の中に入らないということをおっしゃることが、つまり法律も出せていないのに勝手にやったというと、後で揉めますから、これは違いますというふうにしつつ、それはやった方が良いというのが我々の判断なのです。

あとは、法律上に、スケジュール的なこういうものをどう位置づけるか、また少し考えて皆さんと御相談していくべきことかなと思います。

○竹中座長 今おっしゃった点、すごく興味深くて、例えば今度法律を新たに出す場合、リクエスト・フォー・コンセプトと、リクエスト・フォー・プロジェクトというのをIRでやっていますから、それはシンガポールの例を参考にしたみたいですが、そういうプロセスを少し入れるというのもあり得るのかもしれませんが。

○片山大臣 法律に書いたのですか。

○竹中座長 いや、法律ですよ。法律しかまだないですよ。ちょっと調べてください。

○村上審議官 はい。

○竹中座長 それに基づいて今度基本計画というのがまだ出されていませんから、多分法律しかないのだと思います。

○村上審議官 コンセプトとインフォメーションの中間的なものを、応募をしたい各自治体が基本計画を作る前に、そういったことを集めて、その上で基本計画を作って、その上で出してくださいという枠組みが、たしか法律にあったと思いますけれども、もう一度正確なところを確認いたします。

○片山大臣 そこは、十分気をつけていった方が良いですね。

だから、極論を言ってしまえば、この「スーパーシティ・オープンラボ」の中で、みんな将来の日本が、データシティ化で食べていけるように頑張りましょうと、自治体も一種の経営主体ですから、こういうあるものがあるって、それも政府もある程度見ているということの中で、何が出てきても文句を言われる必要はないので、そういう形でしか今はちょっと出せないのですが、法律となってくれば、それがまた別の書き方が出来るのではないかと思います。

○村上審議官 事務的な補足でございますが、今回閣議決定の基本方針と法律事項と役割分担をする設計になっておりますので、先ほど出ましたアーキテクトの人材像であるとか、応募するに当たっては、こういうリクエスト・フォー・コンセプトを集めた上で持ってきてくださいということは、閣議決定すべき基本方針のほうに書き込むというやり方も、技術的にはあり得るかなと思います。

○坂村委員 何回も私は言っているのですけれども、やはり選定の仕方というのをどうするかを間違えると、色々面倒なことになるので、ある条件を満たせば、未来的に言うのだったら、オートマティックにそこはスーパーシティだというようなことを、極端なことを言うと、そういうことをやっても良いぐらいで、誰かが選定委員会で、このコンセプトが良いから何とかというだけではなくて、例えばさっき言った岩盤規制の、そういうルールをきちんと決めた後は、オートマティックにそうなるということ、誰が見てもそうだな、ここだなというような、そういうぐらいまでやらないと、今までそういうところの誤解により、いろんな問題も起こっていますから、やはり選定のプロセスはすごく大事だと思って、それを何か特定の人が、特定の委員会で特定に決めたというのは、そもそもあれなので、これはデザインの選定ではないですから、感情的にこっちの絵のほうが、こっちの絵よりも良いというものではなくて、ある条件を満たせば通すということを明解にプロセスの段階でやらないと、同じようなことを何回も何回も繰り返すような気がするので、そこだけは注意した方が良く私は思います。

それでさっき言ったように、1個ではなく、条件を満たせば2個だったら2個だと言うとか。

○村上審議官 冒頭御指摘いただいたスケジュールの関連の、事務的な補足も含めて、今回の法案がぶら下がっている省令が2本でございますので、限りなく法律が成立、即施行に

近いタイミングでちゃんと省令を準備しておけば、例えば臨時国会で通れば、12月に施行というようなことはでき得ると思います。

ただ、まさに今出ています選定プロセスも含めて、基本方針をきちんと閣議決定いたしまして、その中で選定手続や、選定の要件を書き込むということは、現状でもある程度は想定してございまして、最速であれば12月ごろに、その部分の基本方針の中身等の御相談をした上で、あとは国会次第ですが、それで、選定をすることができれば公募手続に入り、その公募手続の結果選ばれたところと、恐らくは1年ぐらいかけて、例の調査費も使いながら、さらにきちんとした規制改革事項の中身とか、基本的な設計を詰めていくといったようなイメージで、そこから先はグリーンの場合とブラウンの場合で分かれますといったようなことになっていくのかなと。

あと、先ほどの相互運用性のワーキングのほうは、とりあえず年内には1回中間報告をいただいて、方向性はドキュメントで出していただくと、その上で年度末に出来る作業をまとめていただくということで、坂村先生にも御指導いただきつつ、越塚先生にまとめていただくということで、9、10、11と毎月議論しながらドキュメントを整理するという方向で、今、CSTIと相談しておりますので、その辺は、よくCSTI側とも連携をしてやりたいと考えてございます。

○片山大臣 この法案の構造上、数は書いていないから、IRは3つと書いてあるけれども、数は関係なくて、いっぱい出てきても良いのです。いっぱい出てくるようになったら、見つけものだと思います。

もう一つ、サンドボックスは、2年目か、3年目だね。

○村上審議官 3度目の挑戦です。

○片山大臣 そのサンドボックスは、自動運転やドローンなどを限定列挙する方式なのですけれども、来年のオリンピック前ぐらいには、国内大手メーカーさんが、レベル3の自動車の国内販売を開始するというのです。今、2は売っていますけれども、3です。

それでもまだサンドボックスは要るのかとなると、何を取り上げるのかよく考えたほうが良いかもしれないのです。

私は、サンドボックスが出てくるときに、政調会長代理で、横で出てきて、結局、今回、うちが出したような骨組みの法律事項を作れなかったから限定列挙になってしまったのだと思うのですけれども、限定列挙する方式の法律をやっていくのが怖いのは、こうなるのですよ。立法時は恐らく運転とドローンがやはり儲かる分野だから、やらなければいけないだろうと思って、出したのでしょけれども、そういうことは各省庁も分かるから、すごく早く認可を出してしまう。だから、もう自動走行は全国30何カ所でやっておりますし、どんどん増えていくでしょう。日本の自動車メーカーが直接売るのだから、日本中どこを走ったって良いのですよ。初めにこういうものについてはと限定して議論することが、このイノベーションの進展の早い時代にあまり意味がないということを徐々に広く理解してもらわねばなりません。

あと、こうやって、何かやりたいことや新技術が出てきたら、それは、アントニ・ガウディの教会みたいに、どんどん追加し、継ぎ足し作っていけるということも今の世の中では必要で、坂村委員が言っているアジャイルでやるということが大切です。つまり、本法律はSociety 5.0対応していますが、サンドボックスまでは4.0対応だとも言えるでしょう。

以上です。

○原座長代理 では、本日の議事は以上でございます。

大変ありがとうございました。